

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木マネジメント部まちづくり推進局建築課において閲覧できます。

平成二十八年十月十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十八年九月二日奈良県指令建第九八一六八号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十八年十月三日建第八七八五号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

香芝市逢坂四丁目九五二番の一部、九五三番一の一部、九五四番一の一部、九五五番一、九五五番三の一部、九五五番四、九五八番、九五九番の一部、九六〇番、九六三番、九六七番、九六八番及び一〇四八番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

香芝市逢坂四丁目九五八番地

学校法人誠華学園 理事長 出川裕一